

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市特別会計条例の一部改正について

熊本市特別会計条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市特別会計条例の一部を改正する条例

熊本市特別会計条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の第1条第5号の桃尾墓園整備事業会計に係る出納整理については、平成26年5月31日までは、なお従前の例による。

（熊本市食肉センター条例を廃止する条例の一部改正）

3 熊本市食肉センター条例を廃止する条例（平成25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項のうち熊本市特別会計条例第1条第6号の改正規定中「第1条第6号」を「第1条第5号」に、「(6) 削除」を「(5) 削除」に改める。

附則第3項中「第1条第6号」を「第1条第5号」に改める。

（提出理由）

桃尾墓園整備事業会計を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。